

復元水田事業の一時休止について

平素より文化財行政と登呂遺跡の活用に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、平成 28 年 4 月 20 日、静岡県が公表しマスコミでも報道されました「麻機遊水地のダイオキシン類濃度が水質の環境基準値を超えていた」問題について、その原因との関連があると推定される盛土と同じ土が登呂遺跡の復元水田にも搬入されていたという事実が判明致しました。

盛土そのものについては、登呂遺跡復元水田に提供された当時に検査が行われ、ダイオキシン類濃度は土壌環境基準値を大幅に下回っており、安全性に全く問題ないものと確認されています。

また、「イネは土壌からダイオキシンを吸収しない」（農業環境研究成果情報（第 19 集））という調査結果があり、水田という土地利用において健康被害は発生しうるものではありません。

しかし、本市では、利用者の皆様に安心と安全を御提供するため、登呂遺跡復元水田のダイオキシン類の濃度検査を行うことに致しました。**検査の結果が判明するまで復元水田を利用した事業を全て休止致します。**そして、検査結果をもって再開の可否を判断し、皆様に御案内させていただきます。（検査期間 5 月末～7 月初旬予定）

御利用の皆様には多大な御迷惑をお掛け致しますが、御理解と御協力を賜りますよう、なにとぞよろしくお願い致します。

一時休止・中止する事業一覧

- ・ 田植え・田下駄体験（中止）
- ・ 市民水田（一時休止）
- ・ 団体の水田利用（一時休止）
- ・ その他、水田を利用した体験事業（一時休止）

(参考)

1. 麻機遊水地のダイオキシン問題について

平成 16 年に「麻機遊水地第 4 工区」において、過去に盛土で使用した焼却灰によってダイオキシン類の環境基準を超える値が検出されたため、静岡県は平成 19 年度からセメント固化による封じ込め工事を行いました。

平成 24 年に工事は完了したものの、池のモニタリング調査で水質基準値を超える値が確認されたため、静岡県は対策委員会を開き、基準値を超過した原因を早急に突き止め、対策案と共に、公表することを発表しました。

今回池の水質が基準値を超過した原因は、平成 16 年の焼却灰由来のダイオキシンではなく、覆土に使用した盛土の土粒子が水中に巻き上げられ、池の中で浮遊していたために検出されたものと推測されております。また、池底の泥については底質基準を大幅に下回っております。

2. ダイオキシン類環境基準とは

ダイオキシン類環境基準表

	環境基準値	備考
大気	0.6pg - TEQ/m ³	pg：ピコグラム (1 g の 1 兆分の 1)
水質	1pg - TEQ/L	
底質 (池底の泥)	150pg - TEQ/g	
土壌	1,000pg - TEQ/g	

同基準は河川や湖沼など公共利用のための水域において設定される基準であり、水を貯めない「畑地」や貯水期間が限定的で、かつ貯水や排出水の利用を想定しない「水田」等は対象外です。

今回の県の発表によると麻機遊水地では、水質について最大 3.9pg-TEQ/L という数値が検出されましたが、これは体重 50 kg の成人が通常の日常生活の中で一日に摂取するダイオキシン類の量 29.5pg-TEQ/日 (平成 27 年度 環境統計集より) を大きく下回っており、健康に影響を与えるような値ではありません。また、底質 (底の泥) のダイオキシン類濃度については最大 50pg-TEQ/g であり、大幅に環境基準を下回っています。

登呂遺跡復元水田に使用された盛土は、搬入時に検査が実施され安全が確認されており、健康被害を与えることは考えられませんが、当館といたしましては安全性を更に担保するために検査を実施致します。